

〈論文〉

## FASB/IASB 公開草案「リース」の考察(1)

—レシーの使用権会計モデルに焦点をあてて—

Research on Exposure Draft “Leases” Issued by FASB and IASB (No.1)  
—Focus on the Right-To-Use Accounting Model for Lessees—

石井 明

ISHII Akira

本論文では、米国財務会計基準審議会(FASB)と国際会計基準審議会(IASB)が、2010年8月に共同で公表した公開草案「リース」の規定について、2009年3月に公表した討議資料との対比を中心として、主にレシーの会計上の主要問題に焦点をあててその内容を分析し、そこに含まれる問題点を論じる。現行リース会計基準がリスク・経済価値に基づく会計モデルに対して、新しい基準案は現行の概念フレームワークにしたがう使用権会計モデルであって、従来までオペレーティング・リースに分類されオフバランスであったリース契約に関する資産負債が、使用権モデルの採用によってオンバランス化されることになり、財務諸表の比較可能性が高まることが期待されている。

キーワード 使用権モデル、全資産モデル、未履行契約モデル、ファイナンス・リース、オペレーティング・リース、オプション、リスク・経済価値アプローチ、資本化回避行動、公正価値、概念フレームワーク

### 1. はじめに

米国財務会計審議会(FASB)と国際会計基準審議会(IASB)は、2010年8月、共同で公開草案「リース」を公表した。この公開草案は、リースに関する新基準を提示するもの

であり、FASB と IASB が会計基準のコンバージェンスに係る共同プロジェクトのひとつとして検討を行ってきた重要課題であって、現時点、新基準は2011年の第2四半期での承認が計画されている。承認されれば（一部の規定が加筆修正されるかもしれない）、現行基準（会計基準編纂書トピック840、IAS第17号）は改訂される。

本リース基準の改訂に関しては、これまで、G4+1（アングロサクソン諸国+IASB）作業グループが審議の成果物として特別報告書『リース会計：新たなアプローチ、リース契約の下で生じる資産および負債に関するレシーの認識』（1996）（以下、「特別報告書」）、およびG4+1討議資料『リース：新しいアプローチの実施』（2000）（以下「G4+1基準案」）を公表してきている。これらの審議を土台としてFASBとIASBはさらに議論を重ね、主にレシーの会計モデルを取り扱う基準を2009年3月に討議資料（Discussion Paper：DP）「リース：予備的考察」（以下「DP」）として公表した。その後、両審議会は証券市場関係者から受領した302通のコメント・レターの検討、および実務家等から構成された「リースに関する国際的共同作業グループ」（Joint International Working Group on Leasing）からの意見を踏まえた後、レシーに関する会計モデルを含めた公開草案（Exposure Draft：ED）「リース」（Leases）（以下「ED」）を公表したのである。

このEDが最終的な審議を経て成立すれば、米国基準書では、FASB会計基準編纂書（Accounting Standards Codification：ASC）トピック840「リース」（実質上、SFAS第13号「リースの会計処理」（以下「SFAS13」）の他、多数のリース関連基準書）が廃止され、またIASBの基準書では、IAS第17号「リース会計」（以下「IAS17」）、IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」、SIC第15号「オペレーティング・リース—インセンティブ」、およびSIC第27号「法形式はリースであるものを含む取引の実質の評価」に規定されたルールが、この度の新IFRSに組み込まれるために廃止される。

また、このEDの公式基準化は、証券市場に上場するレシー企業のリース会計処理を、現行の「物件の所有に伴う経済価値の実質的移転」モデルから「使用権モデル」（the right-of-use model）に大きく転換させることになる。使用権モデルは、リース契約によって生じる権利・義務を各々資産・負債として認識するものであり、したがって現行基準に基づくファイナンス・リース（finance lease）、オペレーティング・リース（operating lease）の二分類を廃止して、すべてのリースから生じる権利および義務（現在いわれるオペレーティング・リースも含めて）貸借対照表上に認識し測定することになる。

EDの提案は、現在、ファイナンス・リースとして分類されるリースに対して基本的な影

響をほとんど与えない一方、この ED がリース期間の決定方法、リース契約に含まれる、オプション、偶発リース料（contingent rental）および残価保証（residual value guarantee）等に関する会計処理方法などを提案している理由で、ファイナンス・リースから生じる資産や負債の測定に対して大きな変化を生じさせ、したがってまた、損益上の収益および費用の認識パターンを大きく変化させるであろう<sup>1)</sup>。一方、現在、オペレーティング・リースとして分類されるリースから生じるリース支払額についてはそれらが支払われた期間において認識されている（すなわち、賃貸借処理）が、この ED の提案によって、オペレーティング・リースから生じる資産および負債をレシーが貸借対照表上に認識することになる<sup>2)</sup>。したがって、この ED の提案が IFRS や米国基準として公式基準書化される暁には、（移行期間の猶予が付与されるであろうが）航空会社や大規模小売店業界等のオペレーティング・リースを多用している会社は、多くのリース資産やリース負債が資本化されて財務比率の悪化を招来するものと見込まれる。

ED の提案では、一方のレサーにも同じく使用权モデルを適用して、リース契約毎に基本的にリース支払額受領権を識別して、「履行義務アプローチ」（performance obligation approach）または「認識中止アプローチ」（derecognition approach）に基づく会計処理をレサーが選択適用することになる<sup>3)</sup>。

本論文では、主にレシーの会計上の問題に焦点をあてて、ED 公表の背景と論理、新会計基準の適用範囲、レシー会計に関するアプローチの特徴、リースの認識、当初測定に関して検討し分析する。その際に ED に含まれるコア理論について、前の DP と対比しながら分析する。ただし、ここではレシーの使用权モデルの基本問題に限定して論じている。したがって、ED で示されている、リース契約に通常含まれるオプション、残価保証、あるいは偶発リース料などが当初認識時に測定され、また当初認識されたリース資産およびリース負債に関する事後測定、および再評価（reassessment）手法のルール等の詳しい内容や分析は後日、本論文の続編として公表する予定である。

## 2. 公開草案公表の背景と論理

ED の内容を検討する前に、米国におけるこれまでのレシーに関するリース会計基準の設定の経緯や実務の状況を簡潔に振り返り、現行の概念フレームワークに基づく新しい使用权モデルの論理を検討する。

(1) 現行基準の概要

まず、米国 FASB および IASB の現行リース会計基準、すなわち会計基準編纂書 (ASC) トピック 840 「リース」および IAS17 (改訂、2003 年) の基本的フレームワークを簡単にレビューしておこう。

米国の現行基準である FASB 会計基準編纂書 (ASC) トピック 840 「リース」(旧 SFAS13、1976 年公表) では有形固定資産に関するリースに限定して、基本的には「実質優先思考」(substance over form) に基づいて、リース取引 (lease transaction) について、資産の所有に伴う「リスクと経済価値」(risk and rewards) が実質的に移転すると判定されるものを、ファイナンス・リース取引と規定する「リスク・経済価値アプローチ」を採用している。そこでは、一定の分類基準を満たすリース取引に関して資本化 (リース物件のレシーへの引渡時点でのリース資産およびリース負債のオンバランス化) を要求している。その基準の実質的な移転を判断する具体的な基準としては、①所有権移転基準、②割安購入オプション基準、③経済的耐用年数基準 (75%テスト)、④投資回収基準 (または現在価値基準ともいう) (90%テスト) を設けて、そのいずれかを満たすものが、ファイナンス・リース取引として設定されオンバランス化される (SFAS13, para.7)。

一方、IASB の現行基準である IAS17 (改訂) では、FASB と同様に「実質優先思考」に基づいて、ファイナンス・リース取引について、そこでは、資産の所有に伴う「リスクと経済価値」が実質的に移転するリース取引を、ファイナンス・リース取引と規定する「リスク・経済価値アプローチ」を採用している。さらに、実質的な移転を判断する具体的な基準として、上述の米国分類基準と同様のもののほか、IAS17 (改訂) では、⑤特別仕様基準を設けて、そのいずれかを満たすものが、ファイナンス・リース取引としてオンバランスされる (IAS17, para.10)。ただし、IAS17 (改訂) では、③および④に関する明示的な数値基準は存在しないが、そこでは SFAS13 と相違して、ファイナンス・リースと分類される補足的基準として、以下の3つの基準を示している。

- ①レシーがリースを解約できる場合、解約に関するレサーの損失をレシーが負担する。
- ②残存資産の公正価値変動による利得や損失はレシーに帰属する。
- ③レシーは市場のリース料よりも十分に低いリース料で次期のリース契約を継続できる。

FASB/IASB の現行基準とも、ファイナンス・リースと認定されたリース取引の会計処理については、リース開始日におけるリース資産の公正価値 (fair value) または最低リース

支払額 (minimum lease payments)<sup>4)</sup>の現在価値のいずれか低い金額で、貸借対照表にリース資産及びリース負債として表示しなければならない。さらに、ファイナンス・リースとして計上されたリース資産は減価償却される一方、リース負債についてはリース料の支払いに応じて利息費用と元本返済とに配分される。

それに対して、ファイナンス・リース取引以外の取引と定義されるオペレーティング・リース (operating lease) 取引については、損益計算書上、支払リース料として費用計上すること (賃貸借処理) になり、リース資産およびリース負債についてはオフバランスとなっている。

## (2) 公開草案までの経緯と現行基準の欠陥

レシーに関する米国の会計基準は 1949 年に会計手続委員会 (Committee on Accounting Procedure) によって会計調査公報 (ARB) 第 38 号「レシーの財務諸表における長期リースの開示」(Disclosure of Long-Term Leases in Financial Statements of Lessees) が最初に設定された後、会計原則審議会意見書 (APBO) 第 5 号「レシーの財務諸表におけるリースの報告」(Reporting of Leases in Financial Statements of Lessee) および会計原則審議会意見書 (APBO) 第 31 号「レシーによるリース契約の開示」(Disclosure of Leases Commitments by Lessees) による改訂、SFAS13「リースの会計処理」(Accounting for Leases) を経て、現行の会計基準である FASB 会計基準編纂書 (ASC) トピック 840「リース」が 1976 年より今日まで設定され使用されている。一方、国際会計基準審議会 (IASB) は、前身であった国際会計基準委員会 (IASC) の時代において、国際会計基準第 17 号「リース会計」(Accounting for Leases) を 1982 年 9 月に公表した後、1997 年 12 月および 2003 年 12 月に改訂され今日まで使用されてきている。

近年、米国では企業の設備や不動産開発等に対するストラクチャード・ファイナンス (structured finance) の利用の増加がある。リースはそのようなスキームのなかに頻繁に組み込まれる傾向があり、その際に関係するレシー企業の財務比率の悪化を回避する目的で、時としてリース契約のオペレーティング・リース化—ストラクチャー (structure) —が行われてきた。そこで、「リスク・経済価値アプローチ」に基づく (現行) リース会計基準については、1980 年代よりその有効性について多くの疑問が呈されてきた (例えば、「特別報告書」参照)。具体的には、リース利用企業はリースのオフバランスのメリットを享受するために、上述した資本化の判定規準を満たさないようにリース契約をストラクチャー (当

初リース期間の短期化、更新または延長オプションの付与、偶発リース料などの契約条項の設定)して、リース資本化を回避する企業行動を展開してきたのである。その結果、実質的にファイナンス・リースでありながら、オペレーティング・リースとして会計処理されているリース取引が増大して、レシーの財務諸表は「表現の忠実性」をもたらす得ず、したがって財務諸表の比較可能性や透明性を阻害するために、そのようなオペレーティング・リースの資本化の必要性が長い間指摘されてきたのである。

そこで、この非資本化問題を根本的に解決するため、G4+1 から、リース契約の資本化対象を大幅に拡大する(本来、資本化すべきリース契約をレシーの貸借対照表上に計上させる)提案が行われた。その一つが、1996年7月に公表された「特別報告書」であった。さらに、この方針を実施に移すために、基本的な論理、レシーとレサーの会計に関するガイドライン等について言及した「G4+1 基準案」が2000年2月に公表された。特に、レシーの会計モデルに関して、本基準案で示された現行リース基準の根本的欠点は次の諸点にあるとされた(G4+1 基準案、paras. 1.3~1.7)。

- ①オペレーティング・リースとファイナンス・リースの分類規準は恣意的であり、実質的に類似の取引を全く別個の会計処理に導いてしまう。
- ②所有とのアナロジー(類似性)に依拠する考え方は、現在の概念フレームワークで規定される資産の定義には合致しないし、概念フレームワークの定義と整合させるべきである。所有との類似性に依拠する結果、オペレーティング・リースのもとで生じる重要な資産・負債をレシーの貸借対照表上で認識することに失敗している。

そして、現行リース会計基準、トピック 840「リース」および IAS17(改訂)に基づく会計モデルに対して、2009年に公表された DP は以下のような問題点を指摘した(DP, paras. 1.12, 1.13 and 1.14, pp.14-15)。

- (a) 多くの財務諸表の利用者は、オペレーティング・リースがレシーの財務諸表において認識すべき資産および負債、並びに損益への影響を財務諸表に反映しようと日常的に金額を修正している。しかし、財務諸表の注記に記載される情報だけでは、利用者が会計項目の信頼性のある修正を行うのには不十分である。
- (b) リースに関しては、2つの異なる会計(ファイナンス・リースとオペレーティング・リース)モデルが存在することは、類似する取引が異って会計処理され得ることを意味する。このことは、財務諸表の比較可能性を毀損する。
- (c) 既存の会計基準は、特定のリース分類を得るために取引をストラクチャーする機会

を提供している。リースがオペレーティング・リースに分類される場合、財務諸表の利用者が理解しにくい財務諸表を生じさせることとなり、またレシーは認識されない資金調達源泉を得ることになる。

- (d) 財務諸表の作成者（企業）や監査人は、現行会計モデルが複雑であることを批判してきた。特に、原則的な方法でファイナンス・リースとオペレーティング・リースとを分割する線を引くことが難しいことが証明されてきた。したがって、リース基準は、作成者が適用することが難しい主観的判断と「数値」テスト（すなわち、経済的耐用年数規準および投資回収規準）の両方を使用する。
- (e) 現行会計モデルには概念的に欠陥があると批判されてきた。

たとえば、リース契約を締結したとき、レシーは価値ある権利（リース物件の使用権）を取得し、この権利は両審議会の設定する概念フレームワークにより規定される資産の定義を満たす。同様に、レシーは同じく負債の定義を満たす義務（リース料支払義務）を負う。しかしながら、レシーがリースをオペレーティング・リースとして分類する場合には、その権利および義務は認識されない。

また、リースに関する会計モデルとその他の契約上の取決めにに関する会計モデルとの間で重要で増加している差異が存在する。これは、リースの定義を満たす取決めとリースの定義を満たさない類似の取決めに係る会計との間に首尾一貫しない会計処理をもたらしてきた。

上述の問題点は、(a) はオペレーティング・リースの資本化の必要性、(b) オペレーティング・リースのオフバランスによる財務諸表の比較可能性の毀損、(c) オフバランスシート・ファイナンスの利用、(d) 会計モデルの複雑性による実践の困難性、および (e) 会計モデルの概念上の欠陥（概念フレームワークとの整合性、他の類似契約との比較）とほぼ要約できるであろう。

次いで、両審議会は主に市場関係者から受領した DP に対する 302 通のコメント・レターを検討した後、2010 年 8 月に ED「リース」を公表した<sup>5)</sup>。最終的に ED では、レシーおよびレサーとも使用権モデルの適用によって、上述の DP で指摘された諸問題を概ね解消でき (ED, para. BC6 (a) (b), pp.7-8)、また両審議会の設定している現行の概念フレームワークに整合する (ED, para. BC6 (d), p.8) ことになると主張している。

### (3) 概念フレームワークとの整合性

すでに述べたとおり、G4+1 基準案では、G4+1 における各国の基準設定主体の概念フレームワークで定義された資産と負債を参照してリースが検討された (G4+1 基準案、para. 1.7)。そこで、リースよりもたらされる諸権利は、レシーとレサーの両方の資産を生み出し、そして概念上、リース契約から生じる資産を識別するために、購入または事実上の所有とのアナロジーに依拠する必要性がないと結論づけた。同様に、リース契約によって生じた義務 (取得された権利への支払) は、購入または事実上の所有とのアナロジーに依拠することなしに、レシーに負債を生み出す。そこで、リースがリース物件の所有に係る実質上すべてのリスクと経済価値をレシーに移転するか否かにかかわらず、リース期間 (対象物件の経済耐用年数の一部分の期間かもしれない) にわたり当該物件を使用する権利を移転することにより、レシーの財務諸表に認識されるべき資産の取得と負債の発生を生み出すものであると主張された。

DP では、新たな使用权モデルの採用から生じる権利および義務、すなわちレシーの使用权およびリース料等の支払義務と概念フレームワーク、すなわち FASB は概念基準書第6号「財務諸表の構成要素」(CON6)、IASB は「財務諸表の作成表示に関するフレームワーク」(以下「フレームワーク」) との整合性が検討された。DP では、リース契約から生じる使用权に関して、(a) レシーはリース期間中、リース物件の使用权を支配 (control) する。それはレサーがレシーの承諾 (または契約違反) なくしては、資源を取り戻すか、またはアクセスできない。(b) 支配は過去の事象、すなわちリース契約の署名およびリース物件のレシーへの引渡しから生じる。コメントを寄せた一部の人は、レシーのリース物件に対する使用权の取得がリース期間中、レシーが支払いを行うことを条件とする (換言すれば、レシーが支払いを行わない場合、その物件の使用权を失うかもしれない) と主張するが、レシーが契約を違反しない限り、自らはリース物件に対する無条件の使用权を有する。(c) 将来の経済的便益は、リース期間中、リース物件の使用からレシーに流入するという理由から、両審議会は、リース期間中のリース物件の使用权がフレームワークおよび CON6 における資産の定義を満たすとした (DP, paras. 3.16-3.17, p.26)。

一方、リース契約から生じるリースの支払義務に関して DP は、(a) レシーはリース料を支払う現在の義務を有する。(b) この義務は過去の事象、すなわちリース契約の署名とレサーによるレシーへの物件の引渡しから生じる。(c) その義務は経済的便益の流出 (通常、キャッシュ) が生じると期待される、という理由で、両審議会はまた、レシーのリース料

支払義務がフレームワークおよび CON6 における負債の定義を満たすとした (DP, paras. 3.18-3.21)。

ED では、レシーのリース物件の使用権が単に、両審議会の概念フレームワークと整合的であるとして、「使用権資産は、レシーがリース契約を締結 (過去の事象) する結果として、そして将来経済便益がレシーに流入すると期待される、レシーによって支配される資源である。したがって、使用権は資産の定義を満たす。一方、レシーのリース支払義務は、レシーがリース契約を締結する結果として生じる現在の義務であり、その決済は経済的便益を有するレシーの資源の流出によって行われると期待される。したがって、リース支払義務は負債の定義を満たす」(ED, para. BC6 (d)) と記述している。

### 3. 新基準案の適用範囲

FASB と IASB のレシーに関する現行リース会計基準の適用範囲が多少相違していることや、また基準に関する解釈指針等が出ているために、DP および ED では新会計基準の適用範囲をどのように設定すべきかが検討された。

DP によれば、FASB と IASB は、新会計基準の範囲を定義する 2 つのアプローチ、現行会計基準の範囲を基礎とする方式 (第 1 アプローチ)、および根本的な再検討を行って会計基準の範囲を決定する方式 (第 2 アプローチ) の両方を検討した結果、第 1 アプローチを採用することとした (DP, paras. 2.1-2.8, pp.18-19)。その採用理由は、(a) 現行基準において採用されている範囲に係るアプローチは、市場関係者にとって馴染みのあるもので、したがって、新基準の範囲が現行基準の範囲に基づくことは諸関係者が理解し実施することは容易であること、(b) 解釈指針 IFRIC 第 4 号や米国緊急問題専門委員会 (EITF) 論点第 01-8 号における詳細な指針の適用課題は、ほとんどの状況下、リース契約が現行基準の範囲内にあることは明らかであること、そして (c) リースに関する新しい会計アプローチをどのように具体的に適用していくかに焦点を当てることにより効率的であると考えること (DP, paras. 2.9-2.10, p.19) であった。

ED では、リースを「特定の資産の使用権を、対価の交換により一定の期間にわたり移転する契約」(ED, Appendix A, paras. B1-B4) と定義している。また ED では、会計基準の取扱う範囲について、基本的に従来の基準の範囲を見直すのではなく、既存の会計基準の範囲を基礎とした (DP で示された第 1 アプローチを踏襲)。その理由について DP では、(a) 既存の会計基準の範囲を基礎とすることは、市場関係者にとって理解と導入が容易で

あること、(b) 範囲を変更する必要があるかどうかを決定する前に、リースに関する新しい会計処理の主要な論点に議論を注力する方が効率的である等の理由を挙げている (DP, para. 2.10, pp.19-20)。

また、ED では、DP で指摘された論点「契約にリースが含まれているかどうかの判断」に関する指針 (IFRIC 第4号) の適用問題は除外されている (特に示されていない) が、その適用判断が難しい場合、おそらくリース契約が既存の会計基準の範囲内であるかどうかは明白であると指摘している。

この基準の範囲外とされたのは、無形資産のリース、生物資産に対するリース、および鉱物、石油ガス等の探査または利用に関しては、従来同様、他の基準がある点でリースの基準の範囲に含めていない (ただし、IAS17 には無形資産のリースが含まれていたが、ED では除外された) (ED, para. 5 ほか)。

また、両審議会は、リース期間満了時に、リース資産の所有権 (title) がレシーに自動的に移転するリース、あるいはさらに範囲を拡張して、割安購入オプションを含むリースは、実質的購入 (in-substance purchase) (または売却) として、DP の段階では、リース基準の範囲に含めることを暫定的に決定していた (DP, paras. 2.11, 2.12, p.20)<sup>6)</sup>。しかし、この約1年間の審議の結果として、ED では、実質的購入 (または売却) リースは、新基準の範囲に含めないことに転換した。その理由については、リースの定義 (すなわち使用権) を満たさず、また他の適用すべき会計基準がある点 (IAS18「収益」、トピック605「収益認識」) を挙げている (ED, para. BC59, pp.21-22)。

次に、範囲の課題のひとつとして、DP では、短期リース (通常、1年以内のリース) の取扱いが記述された。一部の人は両審議会に対して、コスト便益比較の観点から、新会計基準の範囲から短期リースを除外すべきことを要請したが、財務諸表の利用者のニーズの観点から、基準の範囲から除外しないことが主張された (DP, paras. 2.18, 2.19, pp.21-22)<sup>7)</sup>。そのDPの見解に対して、多くの反対意見が寄せられたためにEDでは、両審議会は短期リースについて、レシーは単純化された要求 (simplified requirements) を適用することができることになった (ED, p.7)。なお、短期リースとは、「リース開始日において更新または延長オプションを含み最長可能なリース期間が12ヶ月以内のリース」 (ED, Appendix A, p.39) と定義された。

さらに範囲の課題のひとつとして、DP では、非中核資産リース (non-core asset leases) (簡単にいえば、本業に関わりのない、重要性なき資産) の取扱いが同じく記述された。一

部の人は、短期リースと同様に、両審議会に対して、コスト便益比較の観点から、新会計基準の範囲から非中核資産を除外すべきことを要請したが、財務諸表の利用者のニーズの観点から、基準の範囲から除外しないことが主張された (DP, paras. 2.16, 2.17, p.21)<sup>8)</sup>。次いで、ED では、両審議会は非中核資産リースについては、DP を踏襲して基準の範囲であると主張された (ED, paras. BC39, BC40, pp.17-18)。

#### 4. レシー会計に関するアプローチ

レシーに関する現行リース会計基準の欠陥および有効性への疑問、すなわち実質ファイナンス・リースのオペレーティング・リース化による財務諸表の比較可能性が毀損されることが証券市場関係者の間で指摘され、それに対する対応の必要性から、2000年にG4+1基準案が公表された。G4+1基準案では、使用権モデルが提案され、次いでそれを踏まえてFASBとIASBは、DPおよびEDにおいて詳細で具体的な使用権モデルが提案された。

##### (1) 新しい会計モデル—使用権モデル

DPでは、既に述べたように、既存のリース会計モデルが現行の概念フレームワークにおける資産および負債の定義に整合していないとして、リース契約によって生じる資産および負債を認識するアプローチを開発した。この新しいアプローチでは、すべてのリース契約について、リース期間（この決定方法が重要な課題のひとつであり、後述される）にわたり、レシーにリース資産の使用権、使用権資産がもたらされ、またリース物件の使用権に係る支払義務に関する負債をレシーは認識することになる (DP, para. 3.2, p.23)。

(a) リース期間にわたりリース資産を使用する権利を表象する資産（使用権資産）

(b) リース物件に係る支払義務に関する負債（リース料支払義務）

両審議会は、上記 (a) (b) とともに、リース物件の引渡し後、法的な行使権が確定しており、将来の経済的便益の流出入があり、(a) は資産概念を満たし、また (b) は負債概念を満たすとしている (DP, para. 3.25, p.28)。ただし、リース契約の締結およびリース物件の引渡しによって生じるレシーの、リース期間終了時におけるリース物件の返還義務 (obligation to return the leased item at the end of the lease term) については、法律上の義務に該当しても (DP, para. 3.11, p.25)、レシーに経済的便益を流出させないので概念フレームワークで規定される負債の定義を満たさない (DP, paras. 3.22-3.25, pp.27-28) として、会計上の認識対象とはならないとされる。

また両審議会は、リース会計に関する使用権アプローチが現行会計基準に対する多くの批判に応えるものであると主張している。DP では具体的に、使用権モデルに関する以下の長所が挙げられた (DP, para. 3.28, p.29)。

- (a) 現在、オペレーティング・リースに分類されているリースにより生じる資産および負債が、財政状態計算書（貸借対照表）において認識される。
- (b) リース契約に同一の会計処理を適用することから、財務諸表の比較可能性が向上する。
- (c) 財務諸表において認識されない資金調達取引をストラクチャーする機会が減少する。これにより財務諸表の比較可能性および理解可能性が向上する。
- (d) 両審議会の概念フレームワークや最近公表された会計基準と整合している。

さらに、多くのリース契約には種々のオプション等が含まれているかもしれない。使用権モデルは、実務上の問題を考慮して、G4+1 基準案で構想された構成要素アプローチ (components approach) を棄却して、当初認識時において単一の使用権資産および単一のリース支払義務を測定することになるために、種々のオプション、残価保証等を勘案してリース期間 (lease term) を決定しなければならない。DP では、リース期間の決定について、非契約上の要素やビジネス上の要素を勘案して、最も可能性が高いリース期間 (the most likely lease term) を会計処理上のリース期間とする方法の採用を決定した (DP, paras. 3.29-3.33, pp.30-31)。つまり、一定の蓋然性を超える場合にオプション行使により延長される期間をリース期間に含める方法、およびリース期間をレシーが定性的に判断する方法は、DP の検討段階で棄却された (DP, 第6章, pp.51-69)。

一方、ED では、「レシーは、リースを延長する、または終了させるオプションの効果を考慮して、各リース期間で生じる可能性を見積ってリース期間を決定させる」(ED, para. 13, p.20)。次いで、「レシーは、あらゆる適切な情報を用いて決定した期待結果 (expected outcome) に基づいて、…… (筆者にて割愛) ……決定したリース期間中に支払うリース支払額の現在価値を算定する。期待結果とは、結果の合理的な数値に関するキャッシュ・フローの確率加重平均の現在価値である。リース支払額の現在価値の決定の際、レシーは以下の項目を含める。

- (a) 偶発リース料
- (b) 残価保証に基づく支払額
- (c) 期間オプション・ペナルティ (ED, para. 13, p.20)」。なお、リースに含まれる購入

オプションの行使価格は、リース支払額ではないので、購入オプションはリース支払額の現在価値の決定の際には含まれない (ED, para. 15, p.20)。

## (2) 構成要素アプローチの課題

G4+1 基準案では、「構成要素アプローチ」を提案して、物件の使用権のほか、リース契約に付随する種々のオプション、偶発リース料、残価保証に基づく支払額その他の要素を別個に分解して各々資産や負債として認識し測定することを提唱した。

リース契約はしばしば、オプション等を含むことから複雑な会計問題を生じさせる。DP では、リース契約を締結することにより、レシーにはさまざまな権利の取得および義務が発生することから、リースに関連して以下の構成要素が指摘されている (DP, para. 3.29, p.30)。

- (a) 追加的なリース料の支払いによりリース期間を延長するオプションまたは更新オプション
- (b) 早期にリースを終了させるオプション
- (c) 追加金額の支払いによりリース資産を購入するオプション (購入オプション)
- (d) 変動リース料または偶発リース料を支払う義務
- (e) リース資産の価値が定められた価値を下回った場合、レサーに対して支払い保証する義務 (残価保証)

両審議会は、構成要素アプローチを検討して議論を重ねたが、多くの問題 (実務上の簡便性、実行可能性) が含まれていることから、DP の段階においてこのアプローチをリース会計に対して完全に適用することを基本的に中止した (DP, paras. 3.30-3.32, pp.30-31)。

次いで、最終的に ED では、レシーはリース期間を延長させる、または終了させるオプションの効果を考慮して、最も可能性の高いリース期間を決定させ、(a) オプションに基づき取得した権利を含む、単一の使用権資産、および (b) 偶発リース料の取決めや残価保証に基づき生じた義務を含む、単一のリース支払義務、という借方・貸方ともに単一の資産、負債をリース期間開始時に認識し測定することを決定した (ED, paras. 10, 13, 14, pp.19-20)。

ただし、例えば、コンピュータ・リース契約に良く見られるように、1つの契約書の中に機械装置本体とともに保守等のサービスが含まれるケースについては、サービス要素が明確 (distinct) である場合、本体のリースとサービス要素を分離して各々認識し測定するこ

とを規定している (ED, para. 6, p.18, paras. B5-B8, pp.44-45) <sup>9)</sup>。

### (3) 代替モデルの検討と棄却

かつて米国 FASB は 1974 年 7 月の討議資料 (Discussion Memorandum : DM) 「リース会計に関する問題の分析」において、リースに関する 5 つの会計モデルを定義づけている。5 つの会計モデルとは、購入 (割賦購入) モデル、法的債務モデル、財産権モデル、負債モデル、および未履行契約モデルである (DM, para. 38)。G4+1 基準案では、新しいアプローチとして使用权モデルを明確に提唱したのであったが、それはこれら 5 つの会計モデルのうち、かつての John H. Myers が提案した財産権モデルの延長線上にあるリース会計モデルであることが示された (G4+1 基準案, para. 1.8, p.3)。

DP では、G4+1 基準案と同様に使用权モデルが提示されたが、比較検討された代替モデルに関する分析結果もまた示された。重点的に検討された代替モデルは、全資産アプローチ (the whole asset approach)、未履行契約アプローチ (the executory contract approach) に基づく会計モデルであり、おのおのの特徴、長所・短所、および不採用の根拠が示された (DP, Appendix C, pp.119-120)。

ED では、DP のほとんどの回答者、特に財務諸表利用者が単一モデルを指向し、他のモデルよりも使用权モデルの有する長所 (前述) を支持したことを理由として、両審議会は使用权モデルの採用を決定させた (ED, para. BC12, p.11)。

まず、不採用となったモデルのひとつである全資産モデルに関して、DP では、その特徴、長所・短所、および不採用の根拠が示された (DP, Appendix C, pp.119-120)。全資産モデルとは、すべてのリースを、レシーのリース物件をレシーの資産、すなわちリース期間中の経済的便益に対する権利、およびリース期末時の資産の占有として認識して、資産の全経済価値を實際上認識する。これら資産に対応して、リース期間中の支払義務に関する負債、およびリース期間末までに存在するリース資産の返還義務を負債として認識する。その結果、リース期間が期待耐用年数とほぼ同じである場合、リース終了時での物件返還義務は相対的に小さくなるが、短期リースについてはその返還義務は大きくなる。したがって、全資産モデルは、リース期間終了後にリース物件を返還するときレシーから経済的便益の流出はないのにもかかわらず、レシーの負債を過大表示してしまう傾向を有する (DP, Appendix C, C5, *ibid.*)。

ED では、全資産モデルは、リース期間中にレシーが占有するリース物件の全額をレシー

の資産として、また支払リース料と期間終了時の物件返還義務の合計からなるリース義務をレシーの負債として認識する。したがって、このモデルはリース物件それ自体を資本化する点に特徴がある。そのような会計処理を提唱する根拠は、以下のとおりであった (ED, para. BC8, pp.9-10)。

- (a) 借入および購入と同じ経済効果を有するリースは、義務および資産の購入の問題として会計処理されるべきである。
- (b) 借入および購入と同じ経済効果を有しないリースは、資産の償却とリースから生じる負債の償却をリンクする方法で会計処理されるべきである。それゆえ、リース支払を行う負債は使用権モデルにおいて提案された方法で実効利子率法 (effective interest method) にて償却され、そして使用権資産は利息が生じる借入金のパターンと同様な方法での償却パターンに従うことになる。

このアプローチの支持者は、この方法がレシー自らその権利を取得し経済的便益を消費するのと同じ時点で原資産の使用権に対して支払いを行う、ほとんどのリースの経済的実質をより良く反映するものと考ええる。支持者はまた、他のアプローチよりもレシーが容易に適用できる会計方法であると考ええる。それはリース期間中、同額で支払リース料を認識するからである。この会計処理方法は、一部の国における税目的でのリースの処理に一般的に整合的である。反対に、ED の提案モデルは、リース期間の前半のうちはリース支払額より大きな費用を認識するが、後半にはリース支払額より小さな費用を認識することを生じさせると主張する (ED, para. BC9, p.10)。

しかし、両審議会の考えでは、全資産アプローチは、次の問題点を有するとしている (ED, para. BC10, pp.10-11)。

- (a) リース支払義務の処理は、他の金融負債の処理と整合性がない。したがって、利息費用が認識されない理由で、財務諸表の比較可能性を減じてしまう。
- (b) 使用権資産の価値やリース支払義務の金額は、リース契約時では明らかにリンクしているが、それら資産や負債は事後では必ずしもリンクしない。使用権資産の価値は、リース支払義務の金額の変動に対応しないで変動し得る。一部の審議会委員は、使用権資産の購入を、その対価が分割払いで行われる理由で、有形固定資産と類似するものと考ええる。その対価は、現行の IFRS のもとで、有形固定資産の公正価値 (fair value) にリンクしていない。
- (c) 損益として認識された金額の処理は、レシーが使用権資産を取得しリース期間にわ

たりその権利について支払いを行うという両審議会の考えには合致しない。

したがって、両審議会はこの全資産アプローチを否決した。

次に、未履行契約アプローチに関して、DPでは、同じくその特徴、長所・短所、および不採用の根拠が示された(DP, Appendix C, p.120)。未履行契約モデルとは、すべてのリースを未履行契約として取扱うもので、レシーのリース物件の使用権が、リースに基づいてリース料を支払うことが条件であるという前提に基づいている。レサーのリース料受領権は、リース期間を通じてレシーの物件使用を認めるレサーが条件であることを前提としている。その結果、レシーはリースに関して資産も負債も認識しない。レシーのリース契約に関する支払額などの情報は、財務諸表に開示される。したがって、未履行契約アプローチは、現行の会計基準で使われるオペレーティング・リース・モデルと類似する。

両審議会は、この未履行契約アプローチを棄却した。それは、このアプローチがレシーが識別する資産や負債、すなわち、リース物件のレシーの使用権、およびその使用権に関する支払義務を認識し得ないからである。このことは、リースに関する現行会計モデルの最大の短所である。財務諸表の利用者は、現行のオペレーティング・リース会計モデルの下で認識されていない資産や負債を日常的に推定資本化してレシーの財務諸表を調整する(DP, Appendix C, para. C8, *ibid*)。

EDでは、期間中にレシーが占有するリース物件の全額をレシーの資産として、また支払リース料と期間終了時の物件返還義務の合計からなるリース義務をレシーの負債として認識する。したがって、このモデルはリース物件それ自体を資本化する点に特徴がある。そのような会計処理を提唱する根拠は、以下のとおりである(ED, para. BC8, pp.9-10)。

なお、レサーの会計モデルについて簡単に付言しておく、「履行義務アプローチ」によるモデル、「認識中止アプローチ」によるモデルの2つの会計モデルが規定された。レサーがリース契約期間中や終了後に重大なリスクをもつ状況下にあるリース契約については、レサーは履行義務アプローチの会計処理を選択する。反対に、レサーがリース契約期間中や終了後に重大なリスクをもたない状況下にあるリース契約については、認識中止アプローチの会計処理を選択することを規定している(ED, paras. BC13-BC27, pp.11-15)。前者は、いわば資産の保有リスク(経済価値)を取るオペレーティング・リースであり、後者は、金融リスク(経済価値)を取るファイナンス・リースであるといつてよい。

## 5. 認識

当初認識の時期に関して、リース契約の締結日（契約日）とリース資産がレシーに引渡されるまたは検取される日（リース期間開始日）との間の時間差がしばしば存在する。

リース会計の認識問題は、John H. Myers が提唱したリース財産権の資本化に端を発するであろう（ARS 第4号、1962年）。それは、レシーの契約上の権利（すなわち、財産使用权）の取得を契機として資本化を行うか、あくまで通常の所有固定資産の購入に関する伝統的な会計実務として定着してきた引渡日を契機としてリースの資本化を行うかの問題である。

DP では、使用权モデルでの「認識」ルールに関する予備的見解を明示していないが、当初認識に関する要点を以下のように指摘する（DP, paras. 9.3-9.5, pp.91-92）。

- ・ 現行会計基準の下では、レシーはリース期間開始日にその資産および負債を認識している。しかし、それ以前（例えば、リース契約締結時）に、レシーは資産および負債の定義を満たす権利や負債を取得するかもしれない。

- ・ そのように見る場合、両審議会は以下のことを決定しなければならない。

- (a) レシーがこれら資産および負債を認識することが要求されるか否か。

レサーによるリース物件の引渡前、またはレシーの支払前、その契約は未履行契約であると主張されるに違いない。典型的に、非金融の未履行契約の下で生じる権利および義務は財務諸表には認識されない（傍点は、筆者による）。

- (b) これら資産および負債はグロスまたはネットで認識されるべきか否か。

リース契約日およびリース物件の引渡日の間のレシーの権利と義務は、先渡契約（forward contract）において生じる権利と義務に類似する。先渡契約の下で生じる権利や義務は、通常、ネット金額で認識される。

- (c) 認識される資産や負債の測定方法

次に、ED では、使用权モデルでのレシーのリースに係る認識ルールが明確に規定された。

ED では、当初認識として「リース期間開始時、レシーは財政状態計算書（貸借対照表）において使用权資産およびリース支払額の支払義務を負債として認識する（ED, para. 10, p.19）」。

また、当初認識以降、レシーは以下の項目を包括利益計算書（損益計算書）において認識する。

- 「(a) リース支払義務に関する利息費用
- (b) 使用権資産の償却費
- (c) 使用権資産が…… (筆者にて割愛) ……再評価される場合に IAS 第 38 号によって要求される再評価損益
- (d) 偶発リース料の期待金額または期間オプション・ペナルティ、および残価保証に基づく期待支払額の再評価から生じるリース支払額に関する負債の変動
- (e) 使用権資産の減損損失」(ED, para. 11, p.19)

なお、認識に関する詳しい検討は、次回の紀要論文に掲載する予定であるので、深い考察はここでは立ち入らない。

## 6. 当初測定

使用権モデルの当初測定の問題は本モデルの根幹をなすものである。ここではまず、公正価値会計モデルとの比較に焦点をしばってリース料支払義務の当初測定に係る基本的考え方、そして使用権資産の当初測定の概要を述べることにする。リース契約に通常含まれるオプション、残価保証、あるいは偶発リース料などの当初認識、また当初認識されたリース資産およびリース負債に関する事後測定、および再評価方法のルール等の詳しい内容や分析は後日、本論文の続編として公表する予定である。

### (1) リース料支払義務の当初測定

DPでは、レシーのリース料支払義務を公正価値により当初測定するかどうかを検討された。その結果、ほとんどのリース契約において、リース料支払義務の公正価値を直接観察することができないために、リース料支払義務の公正価値を算定する上で割引キャッシュ・フロー技法が使用されることが指摘された (DP, paras. 4.6-4.7, pp.33-34)。両審議会は、このときレシーが将来リース料の流列を追加借入利率 (incremental borrowing rate) にて割り引くことを決定した。その理由は、リース料の計算上の利率 (interest rate implicit in the lease) を知りえたり、また自ら算定することがレシーにとって困難であることが多いためとした (DP, paras. 4.7 and 4.12, pp.34-35)。

両審議会は、ほとんどのリースにおいて、レシーの追加借入利率を使用して割り引いたリース料の現在価値が公正価値の合理的な近似値になることを指摘した。したがって、このアプローチを利用してリース料支払義務を測定することによって、当該義務を公正価

値により測定した場合と類似した情報を財務諸表の利用者に提供することになる。さらに、このアプローチは、公正価値によりリース料支払義務を測定する場合に比べて、レシーにとって適用しやすいものとなり、また、両者の方法が適用される場合、財務諸表利用者にとって財務諸表の比較可能性が損なわれる可能性があるためである。

しかしながら、ED では、回答者からの意見を斟酌し上述の DP の意見を覆して、追加借入利率、またはリース料の計算上の利率のいずれかによって算定することをレシーが選択できるものとした（ED, para. 12, p.19）。これは、比較可能性を損なうことになるかもしれないが、実務上の実践性を勘案した結果であると説明されている。

## （2）使用権資産の当初測定

DP では、使用権資産の当初測定について、公正価値と取得原価いずれかによって行うべきかについて検討し、以下の理由により取得原価により当初測定することを暫定的に決定した（DP, para. 4.20, p.36）。

- （a）他の非金融資産の当初測定と整合している。したがって、取得原価による当初測定は、財務諸表の比較可能性を向上させる。
- （b）取得原価に基づくアプローチは、公正価値による測定を要求する場合と比べ、財務諸表の作成者にとって適用が容易であり、コストがかからない。
- （c）使用権資産の取得原価は、リースの契約時における当該資産の公正価値の合理的な近似となる。したがって、取得原価により使用権資産の当初測定を行うことは、財務諸表の利用者に対し、リースの契約時に資産の公正価値を測定した場合と類似する情報を提供することになる。

通常、リース契約における使用権資産の取得原価は、リース料支払義務の公正価値に等しくなる。しかし、前述のとおり、両審議会は、リース料支払義務を、レシーの追加借入利率を使用して割り引いたリース料の現在価値により当初測定することを決定しているため、これと整合するように、使用権資産をその取得原価に基づき測定する場合、取得原価はレシーの追加借入利率を使用して割り引いたリース料の現在価値とすべきであるとの結論に至った。

ED では、DP では保留となった、レシーが負担した当初直接費用（例えば、アレンジャーのコミッション、弁護士費用）については、当初測定額に含まれることが示された（ED, para. 12, p.19, para. B14, B15, p.46）。

現在、金融商品会計をはじめとして、種々の会計項目に公正価値測定が適用されてきている。この新リース基準の検討の当初段階において、レシーのリース支払義務およびレサーのリース受領権が金融負債および金融資産に該当するとして公正価値会計の導入が大いに検討された。しかしその結果、両審議会は、リース会計の領域は（現時点では）公正価値測定を基本とするという考え方ではなく、あくまで取得原価会計の枠組みのなかで公正価値測定を行うという基本的スタンスを採ることに変化がないといえるであろう。

## 7. 主要論点の検討

これまでに検討してきたことを纏めると、以下の表のようになろう。

項目	現行基準	DP	ED
会計モデル	リスク・経済価値モデル (混合モデル)	使用権モデル	同左
アプローチ	・割賦購入取引との類似性 ・実質優先思考 ・リース分類規準によるファイナンス・リースのみの資本化	・貸借対照表アプローチ ・概念フレームワークとの整合性 ・構成要素アプローチをとるも棄却(考え方自体は事後測定において存在する)	同左
リースから生じる資産・負債	所有に類似するリース支払額の割引現在価値	使用権およびリース支払義務 一定のルールでリース支払義務を計算して負債および資産とする。	
会計基準の適用範囲	有形固定資産、一部無形資産等 除外：鉱物、石油ガス等の探査・利用に関するリース、生物資産等 なお、所有権移転リースは基準の範囲内	有形固定資産(無形財産は除く) 除外：同左  同左	同左 除外：同左  なお、所有権移転リースは基準の範囲外
当初認識時点	引渡し	(保留)	引渡し
当初測定におけるオプション、偶発リース料、残価保証等の取扱い	一定の行使が確実視されるオプションについては、最低リース支払額に含めて当初認識する。	延長オプションについては、リース期間の決定で考慮する(オプション行使が50%超と判断される場合、当該追加期間のリース料等を含めて、リース期間と決定する)。当該リース期間中の見積偶発リース料、残価保証に基づく見積支払額等は、確率による期待値の現在価値にて使用権資産に含める。	同左
サービス要素の分離	実務慣行に依拠	明確なルールの設定	同左
現在価値計算における割引率	追加借入利率またはリース計算利率	追加借入利率	追加借入利率またはリース計算利率

ここで主に ED で提示された種々の論点に関して、ここでは、リースの定義および会計基準の範囲、採用されたアプローチ、会計モデル、の主要な論点に絞って分析を加える。

#### (1) リースの定義および基準の範囲

現行リース会計基準は、リースを一定期間の資産の使用権としている。例えば、IAS17(改訂)において、リースとは「レサーが一括払または数次の支払を得て、契約期間中、資産の使用権をレシーに移転する契約」(para.4)と定義されている。また、SFAS13において、リースとは、「固定資産(土地および、または償却資産)を使用する権利を通常、一定期間移転する契約」(para.1)と定義されている。一方、EDでリースは、「特定の資産の使用権を、対価の交換により一定の期間にわたり移転する契約」(ED, Appendix A)と定義されている。したがって、リースの定義はこれまで、またこの度のEDにおいても基本的に、一定の資産に対する使用権を明示している点で実質的な変化はないといえる。

問題となるのは、現行の基準はリースを使用権の取得あるいは付与といいながら、会計上はその使用権についての「表現の忠実性」を貫徹できず、リースに対する考え方や設定の経緯から、「所有との類似性」あるいは「所有に伴うリスクと経済価値の実質的移転」をメルクマールとして、ファイナンス・リースの分類基準を設定しリースの資本化を行ってきたものであると筆者は考える。

次に、リース基準の適用範囲に関して、EDでは、第1アプローチ(現行会計基準の範囲を基礎とする方式)が採用され、IAS17というよりもSFAS13の基準の適用範囲を中心に、最近公表された種々の解釈指針等を一部盛り込んでこの度の適用範囲の調整は行われた。つまり、有形固定資産に対するリースを基準の適用範囲とする(無形資産のリースは含めない)。ただし、実質的購入リース(所有権の自動的移転リース等)については、リース基準の設定当初からこれまで基準の範囲として取扱われてきたが、EDでは実質的購入リースはリースの定義を満たさず、他の適用すべき基準がある点で、リース基準の範囲外とされた。

さらに、従来から焦点であった非中核資産および短期リースの取扱いについて、両審議会は、非中核資産リースはそのまま基準の範囲内にあり、会計基準をそのまま適用する一方、短期リースについては基準の範囲内にあるとするも、その定義を定めて、厳格な認識・測定のための適用を免除するかわりに、レシーは単純化された要求(ルール)、すなわち一種の簡便法を選択適用することができる。すなわち、レシーは短期リースについて、リー

ス契約日に、当初測定および事後測定において、(a) リース支払額の非割引金額でのリース支払義務、および (b) リース支払額の非割引金額に当初直接コストを加算した使用権資産、を測定することをリース取引毎に選択できる。当該レシーは、リース期間中、リース支払額を損益に認識する (ED, para.64, p.31)。したがって、簡便法とはいっても、レシーは従来までのオペレーティング・リースの非資本化の会計処理は行うことができない。筆者は、この非中核資産および短期リースの問題に対してオフバランス化の道が塞がれたという点で、財務諸表の比較可能性はほぼ維持されたものと評価する。

## (2) 採用されたアプローチ

従来まで、リース会計基準のアプローチは、所有（割賦購入）との類似性、所有に伴うリスクと経済価値の実質的移転をメルクマールとしており、そこで経済的な「実質優先思考」を採用して、レシーの貸借対照表上に一部のリース（ファイナンス・リースと認定されるもの）の資本化をはかるものであった。そして、このアプローチの採用によって、リースに係る恣意的な分類規準アプローチ、2会計モデル・アプローチが採用されてきたために、財務諸表の比較可能性が毀損されてきた。

一方、そのようなアプローチに対して、EDの新しいアプローチは、すべてのリース契約から生じる権利や義務を基礎としたリース使用権の取得およびリース支払義務の発生をメルクマールとして、それらの資本化をはかるものである。これらの権利や義務は、両基準設定主体の概念フレームワークの資産や負債の定義を満たすものと認められる。したがって、(a) リース期間にわたりリース物件を使用する権利を表す資産、(b) リース料の支払義務に関する負債、を基本的に契約時に認識し測定することになる。しかし、このアプローチをストレートに導入すると、まずリース終了時の物件返還義務の取扱いの問題が生じる。このレシーの物件返還義務は、概念フレームワークの負債の定義に合致しないことから、負債から排除される。

次に、契約によって権利や義務が発生する点で契約時の認識を行うことになるとすると、その他の未履行契約の認識に繋がる問題が生じる。契約時での資産および負債の認識は、その他の有形固定資産に関する購入時の会計処理との非整合を生じること、およびリース物件の引渡し後、決定的な法的行使権が確定することで、将来の経済的便益の流出入がある点で、概念フレームワークにおける資産、負債の定義を満たすと立論している。したがってEDの使用権アプローチは、そもそも資産負債アプローチと概念フレームワーク・アプ

ローチとに基礎的に結びついているといえる。

G4+1 基準案で検討された構成要素アプローチはその後、全面的には採り上げられず、その考え方だけが下地として残ったものの分析される（例えば、オプション等の構成要素の検討を含めたリース期間の決定や測定、事後の構成要素に基づく再評価）。次いで、ED に示された新基準によれば、従来まで常に言及されてきた「実質優先思考」は、特に強調する必要はないと思われる。

米国の SFAS13 の設定時点で、最初の概念フレームワークはちょうど着手された当初段階にあった。したがって、SFAS13 が採用したリスク・経済価値に基づく会計モデルは、確固たる概念の土台をもたず、また法律的な観点や割賦購入説を引きずった、折衷的で中途半端なリース資本化ルールを設定した。今日に至って、両審議会は、確固たる概念フレームワークに基づき、また使用権モデルの採用によって懸案であったリースに関する目的適合性のある会計基準を構築しえたといえる可能性が高い。

### (3) 会計モデル

両審議会は、DP および ED とも、新たなリース会計モデルとして使用権モデルを提示した。G4+1 基準案で示された、リースに含まれる構成要素毎の公正価値測定を基礎とするような会計理論モデルは、結局のところ、オプション等の構成要素を一部考慮するも、単一の使用権資産を測定する原価（償却原価）測定を基礎とする会計モデルとして完成されたといつてよい。既に述べたように、使用権モデルの代替モデルとしては、全資産モデルと未履行契約モデルが検討された。それら 2 つのモデルの長所・短所、および不採用の根拠は詳細に述べたので、ここでは再論はせずに、使用権モデルに関して市場関係者から指摘された問題点とそれに対する両審議会の主張（ED, para.BC7, pp.8-9）、および適否を論じることを通じて、使用権モデルを評価してみよう。

#### ①新しい概念フレームワークが承認された場合の本モデルの整合性

両審議会は、現在開発中の新概念フレームワークは、あくまで現行概念フレームワークの洗練化であって、ED での提案内容に齟齬をきたすことはないと主張している。

両審議会の主張の適否は、進行中として現時点では判断し得ないが、おそらく大きな問題は生じ得ないであろうと推定してよいだろう。

#### ②本モデルが長期の未履行契約に係る資産・負債の認識を導く可能性

両審議会は、リースは物件の引渡し時点をもって未履行契約とはならないとして、そ

の他の長期購入契約等の未履行契約とは区別されると主張している。また引渡しをもって無条件での原資産の使用権を有し、また無条件でのリース支払義務を負うとする。

この問題および上記の考え方は、かつての John. H. Myers の立論と同じあるといつてよい。現行概念フレームワークを前提とする限り、経済的便益の流出入の点で非金融商品に関する未履行契約は、資産の引渡しを決定的契機として認識されるべきであるとする点は筆者も妥当であると思われる。

#### ③現行モデルには欠陥がなく、現行モデルの実施問題を扱うべきという意見

両審議会は、現行リース会計基準の問題点を指摘しており、恣意的な分類基準に基づく2会計モデルはレシー等に対して重大なストラクチャーの機会を提供すると主張している。

事実として、解約不能長期オペレーティング・リースの推定資本化の実務も財務アナリスト等によって継続して行われている。財務諸表の利用者にとって、2会計モデルに基づく財務諸表は比較可能性を毀損するために投資者等の経済的意思決定をミスリードすることから、現行モデルには欠陥があり、現行モデルの刷新—使用権モデルの採用—は不可欠なステップである。

#### ④使用権モデルは複雑であり、その便益はコストを上回るものではないという意見

両審議会は、本モデルから生み出される便益は適用コストを上回るとする。

常に新しい基準の導入に際してこの課題は難しい問題である。新基準によって財務諸表の比較可能性が明らかに向上すれば、財務諸表の利用者の便益が向上することになり、合理的な資本コストの負担が生じるであろう。これまで財務アナリスト等が日常的に行ってきたオペレーティング・リースの推定資本化が不要と評価されれば、便益はコストを上回っていると判断してもよいと思われる。

## 8. おわりに

FASB/IASB の両審議会は、DP 公表後、2010 年に ED の公表に至った。FASB および IASB は、ED の公表までの期間中において、レサーのための新しい会計基準の検討や、意見が対立していた点に関して集中審議した。両審議会は、DP に寄せられたコメントを検討し、予備的見解を修正する必要があるか否か、そして、異なる結論に達している論点に対してこれらの差異を解消する統一的な見解に達して ED を公表するに至ったのである。

使用権モデルに関しては、米国では 1980 年代よりこの考え方の採用が議論されてきて

おり、G4+1 の検討開始から限定的にみても 15 年程度は経過している。すでに見てきたように、この度の ED では、以前からの純理論的な構成要素アプローチは影を潜めて単一の使用権資産や単一のリース支払義務を算定する提案内容となった。新基準では、オプション等の構成要素の取扱いが若干甘くなるかもしれず、また将来リース支払額の現在価値計算におけるリース期間の設定がレシーの恣意的な判定によって経済的実質より短期になる可能性もあるだろう。とはいえ、新基準で示されたルールがファイナンス・リースのオペレーティング・リース化の大幅な削減を基本的ねらいとしたものであり、このたびの使用権モデルの適用によりリースの資本化効果が大いに期待されるところである。新基準の設定によっても依然として、レシーのリース契約のストラクチャー余地が残るであろうが、航空会社、海運会社、大規模小売業等における巨額のリース資産やリース負債が財政状態計算書（貸借対照表）にオンバランス化されることにより、そのようなリース利用企業に大きな財務会計上のインパクトを与えるであろう。この論文では、リース会計モデルに係る主要論点にしか焦点を当てなかった。ED（または DP）の細目にわたる会計手法の内容については、今後さらに研究を進めて後日論文として公表することにしたい。

- 1) International Accounting Standards Board, Exposure Draft, *Leases*, p.7 参照。
- 2) *Ibid.*
- 3) 2009年公表の予備的見解(DP)では、使用権モデルがレサー会計に適用され得る2つの方法を説明している。最初のアプローチの下では、貸手はリース資産(通常は物理的資産)の一部をレシーに移転したものとみなされる。第2のアプローチの下では、リース契約は新しい権利を創出したものとみなされ、貸手のリース資産に対する権利は不変とされる。
- 4) レシーの最低リース支払額には、レシーがリース期間にわたって支払いを要する、または支払いを要求され得る金額から、偶発リース料、サービス費用およびレサーが立替払いし後日請求される諸税金が控除される。なお、レシーの関係者の保証金額があれば、その保証金額が加算される。  
また、割安購入オプションが存在し、その行使が確実視される場合には、その行使時点までのリース料支払額にオプション行使金額が加算される。
- 5) 茅根[2010]によるコメント・レターの分析によれば、概ね使用権モデルは市場関係者に受け入れられているが、レサー側の経済的影響を懸念しての細かな点における反対が見られるとのことである。
- 6) なお、予備的見解(DP)では、以下の理由で、暫定的に実質的購入リースを新基準の範囲に含めることを検討していた。  
「2.12 両審議会は、新規のリース基準の範囲から実質的購入のリースを除外しないことを暫定的に決定した。その理由は以下のとおりである。  
(a) このDPで提案されたレシーに関する会計は、購入される資産に関して要求される会計に類似する会計を生じるべきであること。  
(b) 実質購入の意味するところを定義する試みは、難しい可能性がある。一部の者は、その用語を所有権が自動的にレシーに移転するリースに限定するだろう。他の者は、例えば、全耐用年数にわたる資産のリースを含むように、その定義を拡大するだろう。  
(c) 仮に実質的購入の定義が、所有権が自動的にレシーに移転するリース以外のリースに拡張される場合には、実質的購入リースとそうではないリースとの区別が、現行基準における実質的購入リースと類似するルールが設定される必要がある。」
- 7) DPでは短期リースを除外しない論拠として、以下を挙げている(DP, para. 2.19, p.22)。  
「(a) 多くの短期リースは、重要な資産や負債を生じさせ得る。  
(b) 短期リースの除外は、その期間を特定の基準点以下とする(見える)ように、リースのストラクチャーを促進する可能性がある。  
(c) 短期リースの定義は、必然的に恣意的となるために、類似の契約が異なって会計処理されるかもしれない。これは利用者の比較可能性を減じるだろう。」
- 8) DPでは非中核資産を除外しない論拠として、以下を挙げている(DP, para. 2.17, p.21)。  
「(a) 非中核資産を定義することは難しいかもしれない。  
(b) 異なる実体は、非中核資産の意味を異なって解釈するかもしれないので、利用者にとっての比較可能性は減じられる。  
(c) 非中核資産は、重要な資産や負債を生じさせるかもしれない。利用者は、資産や負債が非中核資産のリース、または中核資産のリースから生じるかにかかわらず、重要な資産や負債に関心を置く可能性がある。」

(d) すべての資産は、企業の事業活動にとって不可欠であることが主張されよう。資産がその企業にとって効率的に稼働していることが要求されない場合、なぜそれが取得されるのか。そんなことはない。」

9) ED では、リース要素とサービス要素を含む契約に関して、以下記述されている。

「6 実体は、以下の場合を除いて、サービス要素とリース要素を含む契約に対してこの IFRS を適用する (para. B5-B8 参照)。

- (a) レシーは、サービス要素が明確で (distinct) ありレシーが分離できる場合には、サービス要素とリース要素を含む契約のサービス要素に会計基準「顧客との契約からの収益」を適用する。
- (b) レサーは、サービス要素が明確でありレシーが分離できる場合には、サービス要素とリース要素を含む契約のサービス要素に会計基準「顧客との契約からの収益」を適用する。
- (c) レサーが認識中止アプローチを適用する場合 (para. 28-29 参照)、レサーはたとえサービス要素が不明確であっても、サービス要素とリース要素を含む契約のサービス要素に会計基準「顧客との契約からの収益」を適用する。」

「B5 実体は、サービス要素とリース要素の両者を含む契約のなかで別個の履行義務を識別するために、新議会の公開草案「顧客との契約からの収益」にある提案内容を適用する。実体は各構成要素を以下のように会計処理する。

- (a) サービス要素が明確 (para. BC6, BC7 参照) である場合、実体は公開草案「顧客との契約からの収益」にあるパラグラフ 50-52 の諸原則を使って、サービス要素とリース要素の間の、契約によって影響される支払額を配分する。しかし、レシーまたは履行義務アプローチを提供するレサーが、支払額を配分できない場合、レシー・レサーは契約全体に対してこの IFRS を適用する。
- (b) サービス要素が明確ではない場合、レシーと履行義務アプローチを適用するレサーは、契約全体をリースとして会計処理する。
- (c) サービス要素が明確ではない、またレサーが認識中止アプローチを適用する場合、レサーはサービス要素とリース要素との間の支払額を合理的な方法、例えば、サービスの単一な販売価格に基づく方法、により配分する。レサーはリース要素に関する受取債権のみを認識し、「顧客との契約からの収益」にあるパラグラフ 50-52 の諸原則に準拠してサービス要素を認識する。

B6 実体は、サービス要素がリース契約日において他の第三者と同時点で交渉されている契約を検討して、明確か否かを判定する。

B7 サービス要素は、以下のいずれかの場合、明確である。

- (a) 実体または他の実体が、同一または類似するサービスを単体として売却している。または
- (b) 実体は、当該サービスが以下の条件の両方を満たす理由で別個にサービスを売却し得る。
  - (i) サービスが明確な機能を有する。それは (1) それ自体、または (2) レシーがレサーから取得した、またはレサーや他の実体により別個に提供される、他の非リース財およびサービスと一緒に、のいずれかの効用を有する場合、サービスは明確な機能を有する。
  - (ii) サービスが明確なプロフィット・マージンを有する。それが明確なリスクに従属し、レサーはサービスを提供するのに必要な資源を別個に認識することができる場合、サービスは明確なプロフィット・マージンを有する。

B8 リース要素とサービス要素の両方を含む契約が要求する支払額がリース期間開始後に変化する

場合、実体は、リースおよびサービス要素に帰する変動額を決定する。各要素に帰する変動額が決定できない場合には、その実体は、契約開始時に決定したものと同一割合をもってサービス要素とリース要素に変動額を配分する。」

#### 〈主要参考文献〉

- FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.13 : Accounting for Leases*, November 1976.  
(日本公認会計士協会国際委員会訳『米国 FASB 財務会計基準書 リース会計・セグメント会計・他』同文館、1985年)
- FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.17 : Accounting for Leases : Initial Direct Costs*, November 1977.
- FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.23 : Inception of the Lease*, August 1978
- FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.98 : An Amendment of FASB Statement No. 13, 66 and 91 and a rescission of FASB Statement No.26 and Technical Bulletin No. 79-11*, May 1988.
- FASB, Discussion Memorandum, An Analysis of issues related to *Accounting for Leases*, 1974.
- FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, November 1978.
- FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.2, *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, May 1980.
- FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, December 1984.
- FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Statements*, December 1985.
- FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, February 2000.
- FASB, G4+1 Special Report, *Accounting for Leases : A New Approach : Recognition by Lessees of Assets and Liabilities Arising under Lease Contracts*, Warren McGregor, 1996.
- IASC, International Accounting Standard (IAS) No.17 : *Accounting for Leases*, 1982.
- IASC, IAS No.17 : *Accounting for Leases, Revised*, 1997.
- IASC, Discussion Paper, G4+1 Position Paper, *Leases : Implementation of a New Approach*, February 2000.
- IASC, *Comment Letters on : G4+1 Position Paper : Leases : Implementation of a New Approach*, January 2001.
- International Accounting Standards Board (IASB), Discussion Paper : *Leases : Preliminary Views*, 2009.
- IASB, Exposure Draft, *Leases*, 2010.

The International Financial Reporting Group of Ernst & Young, *International GAAP 2010*, John Wiley & Sons Ltd., 2010.

石井明 [2003] 「リースとその他未履行契約に関する会計上の認識」『上武大学ビジネス情報学部紀要』第2巻第1号、2003年9月、11-24頁。

石井明 [2005a] 「リース資本化の理論と推定資本化」『上武大学ビジネス情報学部紀要』第3巻第2号、2005年3月、1-58頁。

石井明 [2005b] 「リース測定論の考察」『上武大学ビジネス情報学部紀要』第4巻第1号、2005年11月、121-203頁。

石井明 [2007] 「リース会計における残価保証の測定論」『上武大学ビジネス情報学部紀要』第6巻第1号、2007年9月、51-83頁。

加藤久明 [2010] 「リース会計基準の改定をめぐる論点整理」『企業会計』第164巻第5号、113-119頁。

川西安喜 [2009] 「討議資料『リース：予備的見解』」『会計・監査ジャーナル』第21巻第7号。

佐藤信彦・角ヶ谷典幸 [2009] 『リース会計基準の論理』税務経理協会。

茅根聡 [2010] 「リース会計のニューアプローチとオンバランス論理の変容ーリース・ディスカッション・ペーパーの提案を中心にー」『リース研究』第4号。

菱山淳 [2009] 「リース契約の認識モデルの検討ーIASB/FASB 共同プロジェクトの議論を手掛かりとして」『笠井昭次先生古稀記念論作文集』慶応義塾大学出版会、223-241頁。